

後期高齢者医療被保険者に対する新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

令和2年5月22日

市 民 部

1 趣旨

国の「新型コロナウイルス感染症に関する感染症に関する緊急対応策」を受け、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が行われ、令和2年4月27日に公布及び施行されたことにより、給与等の支払いを受けている後期高齢者医療保険被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、労務に服することができないときに、傷病手当金が支給されることとなった。

これを受け、本市では、市条例で規定している「市において行う事務」に「傷病手当金の支給に係る申請書の受付」を加えようとするものである。

2 改正の内容

市条例第2条に規定している「市において行う事務」に「傷病手当金の支給に係る申請書の受付」を加える。

3 施行期日

公布の日（令和2年5月12日）

4 その他

- (1) 市では申請の受付のみを行い、支給事務については岩手県後期高齢者医療広域連合が行うものである。
- (2) 支給に際しては、令和2年1月1日に遡及するものである。
- (3) 国民健康保険における新型コロナウイルスに係る傷病手当金の規定については、令和2年4月28日開催の盛岡市議会臨時会において条例改正し、施行済である。